

閱覽用

令和元年7月22日

第7回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第7回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年7月22日(月) 午後2時59分から午後4時13分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員 (19名)

1番 野地 太郎	2番 野地 さよ子	3番 武藤 善朗
4番 佐藤 勝則	5番 松本 太	6番 齋藤 弘美
7番 根本 信康	8番 安齋 喜八	9番 武藤 一夫
10番 馬場 利正	11番 武藤 栄利	12番 中山 博之
13番 安齋 栄	14番 菅野 一紀	15番 佐藤 孝志
16番 三浦 喜周	17番 佐藤 信喜智	18番 菅野 保治
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員 (18名)

20番 佐藤 一男	21番 佐久間 敏	22番 武藤 健之
23番 平 義一	24番 堀川 英二	25番 菅野 正寿
26番 安齋 浩一	27番 遊佐 幸吉	28番 石川 重彦
29番 遠藤 伝栄	30番 佐藤 孝	31番 大内 信一
32番 佐藤 美由紀	33番 泉 佳男	34番 松本 正典
35番 遊佐 一夫	36番 渡邊 久	37番 大石 忠雄
38番 伊藤 金志		

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員（1名）

33番 泉 佳男 委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第48号 現況確認証明申請について

第5 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第50号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第52号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

第9 議案第53号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)

第10 議案第54号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について

7 農業委員会事務局職員

参事 佐藤俊明 事務局長 遠藤吉嗣 農地係長 野地 通

農地係 増田祐介

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和元年第7回二本松市農業委員会を開会いたします。

（宣告 午後2時59分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中、19名、推進委員19名中、18名で定数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、33番泉佳男委員が欠席となっております。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、7番根本信康委員、8番安斎喜八委員の両名を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、会議書記の指名、会議書記には、事務局職員・遠藤吉嗣君と野地通君を任命します。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長　それでは、日程第4、議案第48号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書3ページをご覧ください。

議案第48号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和元年7月22日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

番号1、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・原野、面積・237㎡、所有者・XXXXXXXXXX、非農地の事由・平成5年頃に養蚕業を廃業後は、そのまま放置していたため雑木等が繁殖し荒廃化したものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　事務局の説明が終わりました。

引き続き本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4番（佐藤勝則）委員　議案第48号1番、現況確認証明申請について調査内容を報告いたします。

7月3日午後、私と推進委員・平義一委員、推進委員・松本正典委員、事務局より遠藤局長、職員の長谷川さんの5名で申請地の確認を行いました。申請地は山の裾に広がっている畑でありまして、大変荒廃化が進んでおり、申請通り原野ということで確認して参りましたので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

議案第48号について、事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは、議案第48号について採決いたします。

議案第48号について、原案の通り判定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第48号については原案のとおり判定することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第49号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和元年7月22日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、番号2につきましては、申請人・[]と[]、申請人・[]
[]と[]は、自作地をそれぞれ交換により所有権移転するものであります。

番号3から議案書6ページの番号6につきましては、申請事由が同じでありますので一括説明いたします。番号3、譲渡人・[]、番号4、譲渡人・[]、番号5、譲渡人・[]、番号6、譲渡人・[]は相手側要望のため、番号3、譲受人・[]、番号4、譲受人・[]、番号5、番号6、譲受人・[]は経営規模拡大のため、申請地をそれぞれ売買により所有権移転するものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4番（佐藤勝則）委員 議案第49号1、2、3について調査内容を報告いたします。

1、2につきましてはお互いに交換ということで、[]さん、[]さんはお互いに両隣通しであって、農地がお互いに入り混じったものを今回それぞれの農地の方に寄せるということで申請が出たということです。19日の

午後から推進委員・平義一委員と■■■■さん、■■■■さんの4名で現地確認並びに聞き取り調査を行いましたら、申請内容に間違いがないということなので、私としては許可適当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

引き続きまして3番につきまして、19日午後、推進委員・平義一委員とともに譲渡人・■■■■さん、譲受人・■■■■さんの奥さんに同行いただきまして、聞き取り調査並びに現地調査を行いました。譲受人の■■■■さんが譲渡人・■■■■さんの所有地の畑を借りて作付をしているということでありまして、申請内容に何ら問題はなく、許可適当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

8番（安齋喜八）委員 3条の許可申請の4番について調査内容を報告いたします。

農業委員・■■■■委員とかぶっていたのですが、私の方で確認をし、推進委員・佐久間敏委員と確認して参りました。譲渡人の■■■■さんは■■■■在住ですので、電話で確認をし、間違いのないことでした。■■■■さんの方は、14日に現地にて確認をいたしました。■■■■の方の畑と田んぼについては、現在、草地として使っていることと■■■■の■■■■については借地をし、田んぼを耕作していることと、有償移転で買い取りをし、規模拡大をしたいことと間違いはないこととでした。何ら問題ないと思ひますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

12番（中山博之）委員 議案第49号5と6について調査結果を報告いたします。

15日、推進委員・渡邊久委員とともに現地を確認しました。また、譲渡人・
 さんも譲受人・ さんも遠くにおりまして、 さんは
 に住んでおり、また息子さんも遠くに住んでおります。電話番号は息子さんの携帯番号であります。そのため、電話で確認をいたしました。現地は渡邊久委員と確認をいたしました。 さんは に住んでおりますが、土日に帰ってきて地元で農業をしております。自分の近くに農地を集めたいということでありまして、今回の所有権移転になったわけであります。私としては5番も6番も何ら問題なく、許可適当と思いますので、皆様のご審議よろしく願いしたいと思います。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

本議案中、番号6については、 番 委員が議案に関係ありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定を準用し、議事に参与できない取り扱いといたします。よって、関係する委員を除斥して審議することにいたします。

議長（奥平貢市）会長 まず、議案第49号1から5について、事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　それでは、議案第49号1から5について採決いたします。

議案第49号1から5について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第49号1から5については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　次に、議案第49号6について審議いたします。

■番 ■委員の除斥を求めます。

（■番 ■委員 退席）

議長（奥平貢市）会長　これより、議案第49号6についての質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　それでは採決いたします。

議案第49号6について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第49号6については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

■番 ■委員の除斥を解きます。

(■番 ■委員 復席)

議長(奥平貢市)会長 報告します。議案第49号6については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第50号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをご覧ください。

議案第50号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和元年7月22日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、申請人・■、一時転用となります。公共事業で発生する残土を受入れ農地改良を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は300メートル以内に公共施設(■)があるため、第3種農地の公共施設至近距離区域内農地と判断されるものであります。

番号2、申請人・■、一時転用となります。公共事業で発生する残土を受入れ農地改良を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は500メートル以内に公共施設(■)があるため、第2種農地の公共施設近距離区域内農地と判断されるものであります。なお、この案件

について、本総会で可決となった場合は転用面積が30アールを超えることから、福島県農業会議が主催する常設審議委員会の意見聴取後、許可します。

議案書8ページをご覧ください。

番号3、申請人・XXXXXXXXXX、自宅の建替えを計画していますが、既存宅地は崖地により建替えが出来ないので、申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し既設水路へ排水します。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の報告が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

6番（齋藤弘美）委員 議案第50号番号1及び2について調査内容を報告します。番号1及び2は同一の改良工事です。

まず、番号1について、7月14日に推進委員・安齋浩一委員とともに申請人・XXXXXXXXXXさんから内容を聞き取り、現地調査を行いました。内容は事務局説明の通りです。調査の結果、作業を効率よくするための改良工事なので、特に問題はなく番号1は許可適当と考えます。

続きまして、番号2について調査内容を報告いたします。番号2は5,000㎡を超える申請ですので、二本松地区の農業委員及び推進委員12名と事務局

2名で7月8日に申請人・[REDACTED]さんから内容を聞き取り、現地調査を行いました。内容は事務局説明の通りです。調査の結果、周辺の営農に支障はなく、耕作を容易にするための改良工事なので、特に問題はないため、番号2は許可相当と考えますので、ご審議よろしくお願ひします。

11番（武藤栄利）委員 議案第50号番号3、農地法第4条第1項に規定による許可申請について、調査内容を報告いたします。

7月14日、申請人・[REDACTED]さん立会いのもと、推進委員・石川重彦委員と私とで現地を確認し、話を伺いました。この案件は2月の委員会において、農業振興地域整備計画の変更についてということで、皆様にご承認いただいたものです。只今の事務局の説明通りでありまして、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは、採決いたします。

議案第50号1から3について原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第50号1から3については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書9ページをご覧ください。

議案第51号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和元年7月22日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、譲渡人・XXXXXXXXXX、譲受人・XXXXXXXXXX、譲受人は共同住宅に住んでいます。子供の成長に伴い手狭となったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道へ接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の近隣商業地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号2、貸付人・XXXXXXXXXX、借受人・XXXXXXXXXX、自宅の建替えを計画していますが、既存宅地の地盤が弱く同じ場所で建替えが困難であるため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し市道側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

議案書10ページをご覧ください。

番号3、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、現住宅地は風当たりが強く、建物の老朽化が激しいため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し既設側溝へ排水します。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可できると判断されるものであります。

番号4、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、既存敷地が手狭であるため、申請地に露天駐車場を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号5、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、一時転用となります。工事により発生する残土置場として計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可できると判断されるものであります。

番号6、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、住宅地に適している申請地に宅地分譲を計画します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判

断されるものであります。

番号7、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]

[REDACTED]、新たな事務所の建築に伴い、社有車の駐車場が必要であるため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の準工業地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号8、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、譲受人は社宅に住んでいま

すが、子供の成長に伴い手狭となったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

議案書12ページをご覧ください。

番号9、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、譲受人は親と同居していま

すが、子供の成長に伴い手狭となったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し既設側溝へ排水します。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号10、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、事後申請となります。平

成8年に住宅を建築した際に一緒に土盛りした宅地拡張部分が違反転用状態で

あったことが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができるかと判断されるものであります。

番号11、貸付人・■■■■、借受人・■■■■・■■■■、借受人は公舎に住んでいますが、将来の生活設計を考え申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し既設側溝へ排水します。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可できると判断されるものであります。

番号12、譲渡人・■■■■、譲受人・■■■■、譲受人は借家に住んでいますが、将来の生活設計を考え申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し既設側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

議長（奥平貢市）会長 暫時、休議いたします。

（15時23分 休議）

(10番 馬場利正委員 退席)

(15時24分 再開)

議長(奥平貢市) 会長 再開いたします。

5番(松本 太) 委員 議案第51号1について調査内容を報告いたします。

7月19日現地にて、譲受人・[]さんから推進委員・遊佐幸吉委員と私で聞き取り調査を行いました。譲渡人の[]さんからは7月18日に電話にて確認をしました。当日は[]にいていないとのことでしたが、内容に間違いのないことでした。また、記載のある[]さんの連絡先は[]さんの奥さんのもので、正確な連絡先は[]でした。内容は事務局の通りです。調査結果、第3種農地ということもあり、特に問題はないため、許可適当と考えるので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

続きまして、議案第51号番号2について調査内容を報告いたします。7月19日現地にて、貸付人・[]さんから推進委員・遊佐幸吉委員と私で聞き取り調査を行いました。借受人の[]さんは[]さんの奥さんということで、7月18日に電話にて間違いがないと確認いたしました。内容は事務局の通りです。調査結果、第2種農地で特に問題はないため、許可適当と考えるので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

7番(根本信康) 委員 議案第51号3について調査内容を報告いたします。

7月17日に譲渡人・[]さんと譲受人・[]さんと話をするわけでしたが、[]さんについては仕事の都合で電話だけになってしまい、当

日は■■■■さんのお宅でお話をしました。■■■■さんについては新規就農で6年目になったところで、住宅に風当たりが強いということを書いておりますが、自分で作った自宅に住んでおりまして、新規就農者として大変優秀な成績も修めていることから、事務局の説明の通り、問題なく許可适当と思われま

13番(安齋 栄)委員 議案第51号5、6、7、8について調査内容を報告いたします。

まず番号5について、15日に連絡をとりまして、18日の午前に借受人の■■■■の■■■■社長と行政書士の■■■■氏に現地にて推進委員・遊佐一夫委員とともに聞き取り、説明を受けました。一時転用の理由は事務局の説明の通りです。貸付人の■■■■氏は都合が悪く電話での調査になりました。申請に間違いがないことを確認しました。特に問題はなく、許可适当と判断しました。なお、この案件は以前土地改良事業で申請があり、許可された経緯があります。皆様方の審議よろしくお願

次に番号6について、16日に電話で連絡をとり、同じく18日に譲受人・■■■■の■■■■さんと、■■■■の担当者■■■■氏から遊佐一夫委員とともに聞き取り、説明を受けました。転用理由は事務局説明の通りです。なお、譲渡人の■■■■さんは当日葬式の参列で立ち会えないとのことで、電話での確認で申請に間違いのないことを確認しました。用水、排水とも隣地に何ら問題なく、許可适当と判断しました。皆様方の審議、よろしくお願

続いて番号7について、14日に連絡をとりまして、18日午前に譲渡人・
■■■■氏に遊佐一夫委員とともに現地にて聞き取り、説明を受けました。転
用理由は事務局説明の通りです。なお、譲受人の■■■■ ■■■■
■■■■ ■■■■氏は当日都合が悪く、電話での聞き取りになりましたが、申請
に間違いのないことを確認しました。特に問題はなく、許可適当と判断いたし
ました。皆様方の審議よろしく申し上げます。

次に番号8について、14日に連絡をとり、18日午前譲渡人の■■■■
氏に遊佐一夫委員とともに現地にて聞き取り、説明を受けました。転用理由は事
務局の説明通りです。譲受人の■■■■氏は当日都合が悪く、電話での聞き取
り調査となりました。両氏とも申請に間違いはないこと確認いたしました。私
としては許可適当と考えるので、皆様方の審議よろしく申し上げます。

15番（佐藤孝志）委員 議案第51号9、10、11について調査内容を
報告いたします。

まず、番号9について、譲渡人・■■■■さん、譲受人・■■■■さんに
14日の都合を聞いたところ、仕事の都合で■■■■さんはトラックの運転手
をしていて時間が不規則であるため、17日に譲渡人の農地を耕作しておりま
す母方のおじ、米沢の■■■■さんをお願いしたいとのことで確認をと
り、17日に現地にて推進委員・大内信一委員と私の3人で聞き取り並びに調
査を行いました。その結果、何ら問題がなかったことをご報告いたします。皆
様のご審議、よろしく願いいたします。なお、■■■■さんの祖母が■■■■

さん宅で生活をしているということで、縁故にしているということであります。

それから番号10についてであります。譲渡人・[]さん、譲受人・[]さんには7月14日に電話にて都合を確認したところ、仕事の都合で7月17日でないといけないとのことだったので、17日午前9時に推進委員の大内信一委員と私と[]さんの3人で現地にて確認をいたしました。[]さんのご兄妹が[]さんの奥さんであります。これに対しては、事務局より説明がりましたが、顛末書が提出されております。現地調査及び聞き取り調査を行いました結果、なんら相違はないことを確認しましたので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

番号11についてですが、貸付人の[]さん、借受人の[]さんのお二人は平成31年2月の議案第16号番号2の案件で、皆様にご審議いただき許可を得たものであります。7月14日に電話をし、都合を聞いたところ、今日なら良いとのこと、推進委員の大内信一委員とともに自宅にお伺いをし、議案書並びに図面を確認していただき相違ない、それから現地に行って調査をしましたところ、何ら問題なく許可適当と判断いたしましたので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

11番（武藤栄利）委員 議案第51号番号12について調査内容を報告いたします。

譲渡人の[]さんは譲受人の[]さんの祖父になります。7月14

日、 さんの立会いのもと、推進委員の石川重彦委員と私とで現地調査を行いました。只今の事務局説明通りでありまして、許可適当と考えるので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長　　以上で担当委員の報告が終わりましたが、議案第51号4について、報告者の馬場利正委員が緊急のため退席しておりますので、ここで暫時休議いたします。

（午後3時40分 休議）

（午後3時41分 再開）

議長（奥平貢市）会長　　それでは再開いたします。

議案第51号4を除きまして、事務局の説明及び担当委員の報告に質問、意見ございますか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　それでは採決いたします。

議案第51号1から12のうち、議案第51号4を除いた11件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議長（奥平貢市）会長　　賛成多数ですので、議案第51号1から12のうち、議案第51号4を除いた11件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、暫時休議いたします。

(午後3時42分 休議)

(午後3時50分 再開)

議長(奥平貢市)会長 再開いたします。

議長(奥平貢市)会長 議案第51号4は、馬場利正委員が案件を説明する予定でありましたが、その前に退席してしまいました。

審議中は電話禁止なのですが、今回は緊急事態ですので、もし電話が入れば根本信康委員が場外に出まして電話を応対して、そのあとに審議をしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長(奥平貢市)会長 次に、日程第8、議案第52号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)」を議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書14ページをご覧ください。

議案第52号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和元年7月22日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、7月31日を予定しております。農地流動化の状況について、

議案書20ページをご覧願います。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区21筆85,682㎡、東和地区3筆20,344㎡、合計24筆106,026㎡の計画内容でございます。なお、説明は新規設定の5件について申し上げます。

議案書14ページをご覧願います。

番号3、1筆、地目・畑、面積・10,114㎡、設定する者・[REDACTED]、農地の名義は亡・[REDACTED]、設定を受ける者・[REDACTED]、期間・5年、賃借料は10アール当たり年間[REDACTED]円。

番号4から議案書16ページの番号7までの4件については、農地中間管理機構への利用権設定となります。設定を受ける者は、国から農地中間管理機構として県内で唯一承認を受けている公益財団法人福島県農業振興公社 理事長佐藤清丸となりますので、設定を受ける者以外の部分についてのみ朗読説明させていただきます。

番号4、1筆、地目・畑、面積・2,100㎡、設定する者・[REDACTED]、期間・9年5ヶ月、賃借料は10アール当たり年間[REDACTED]円。

番号5、1筆、地目・畑、面積・923㎡、設定する者・[REDACTED]、期間・9年5ヶ月、賃借料は10アール当たり年間[REDACTED]円。

番号6、2筆、地目・畑、面積・4,703㎡、設定する者・[REDACTED]、期間・10年5ヶ月、賃借料は10アール当たり年間[REDACTED]円。

番号7、9筆、地目・田、面積・7,872㎡、設定する者・[REDACTED]、期

間・10年5ヶ月、賃借料は10アール当たり年間■■■■■円。

利用権設定の番号1から9の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第52号1から9について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議長（奥平貢市）会長 賛成多数ですので、議案第52号1から9については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第53号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書18ページをご覧くださいます。

議案第53号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和元年7月22日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、7月31日を予定しております。農地流動化の状況について、議案書20ページをご覧ください。

今回の所有権移転内容につきましては、二本松地区2筆8, 237㎡の計画内容でございます。

議案書18ページをご覧ください。

番号1、譲渡人・XXXXXXXXXX、譲受人・XXXXXXXXXX、譲受人は経営規模拡大のため申請地を売買により所有権移転するものであります。

所有権移転の番号1の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第53号について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長（奥平貢市）会長 賛成多数ですので、議案第53号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第54号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案（案）に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書21ページをご覧ください。

議案第54号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について意見を求める。

令和元年7月22日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の議案は先程の議案第52号で決定をいただきました農地中間管理機構である福島県農業振興公社と、番号1が [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、番号2が [REDACTED] [REDACTED]、番号3が [REDACTED]、番号4が [REDACTED] との間で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、市で農用地利用配分計画案の作成を行い、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものであります。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　それでは採決いたします。

議案第54号1から4について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議長（奥平貢市）会長　　賛成多数ですので、議案第54号1から4については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、暫時休議いたします。

（午後4時00分　休議）

（午後4時11分　再開）

議長（奥平貢市）会長　　それでは、再開いたします。

根本信康委員と馬場利正委員の電話が通じましたので、先ほどの案件を再開したいと思います。

7番（根本信康）委員　　代わりましてご説明したいと思います。

議案第51号の番号4について、譲渡人の■さんとは馬場委員の方で話をして説明を聞いたとのことでした。■さんの方には会社に電話をしても分からないので、行政書士の■さんとお話をしまして、このように進ん

でおりますとのことで説明がありました。説明の中で問題はないと思われま

以上です。

議長（奥平貢市）会長 10番馬場利正委員に代わりまして、電話で聞き取りをした7番根本信康委員から報告がありました。異常ないとのことでありましたので、この案件について、質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 ないようですので、採決いたします。

議案第51号4について、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手多数）

議長（奥平貢市）会長 賛成多数で、議案第51号4は原案の通り決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和元年第7回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告 午後4時13分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和元年7月22日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 根本 信康

署 名 委 員 安齋 喜八